

環境安全センターにおける実験廃棄物一括処理方法

○分別・保管方法

- ①別表 1 に従い、実験系可燃物、実験系不燃物、廃薬品瓶、廃薬品缶の 4 種類に分別・保管する。ただし、別表 2 に掲げる廃棄物は対象外とする。
- ②廃棄物の保管にあたっては、異臭防止のため可能な限り洗浄・水切りをしておく。
- ③禁水性の薬品等、水で洗浄することがふさわしくないものは、適宜安全に洗浄できるもので洗浄する。洗浄が難しい薬品瓶は不用薬品として排出する。また、最低 2 回までの洗浄液は実験廃液として貯留する。
- ④ピペッター用チップ等により袋に穴があく可能性がある場合は、袋を 2 重にする等の対応をする。
- ⑤収集日まで各自で保管する。(屋外に放置しない。)

別表 1

種別	具体例	保管方法
実験系可燃物	使い捨て（ディスposable）のプラスチック（ピペッター用チップ、ピペット等）、ゲル（エチジウムブロマイドは感染性廃棄物とする。）、紙類（ろ紙、薬包紙など）、手袋、アルミホイル等	透明なポリ袋（45L 容量程度）に入れる。袋に化学物質取扱グループ名、担当者氏名、連絡先（内線）をマジックで記入する。
実験系不燃物	ビーカー、ピペット、サンプル瓶、500mL 未満の容量の薬品瓶、金属製スパーテル（注射針は感染性廃棄物とする。）、るつぼ等	透明なポリ袋（45L 容量程度）に入れて、それを段ボールに詰める。その際、段ボールの蓋は閉めない。段ボールに化学物質取扱グループ名、担当者氏名、連絡先（内線）をマジックで記入する。
廃薬品瓶	薬品が入っていた 500mL～3L 容量の薬品瓶	洗浄後、乾燥させて透明なポリ袋（45L 容量程度）に入れる。
廃薬品缶	薬品が入っていた一斗缶、小型ドラム缶等（200L のドラム缶は除く）	洗浄後、乾燥させる。

別表 2

放射性廃棄物、国際規制物資、感染性廃棄物、PCB、ダイオキシン類、アスベスト、火薬類、麻薬、覚せい剤、覚せい剤原料、実験機器、コンクリート等の多量に出る廃材、200L のドラム缶、その他特殊な取扱いが必要なもの

○収集・運搬方法

収集は原則として月2回とし、排出量によってはこの限りではない。

- ① 収集を希望する部局は、収集場所を1カ所定め環境安全センターに連絡する。
- ② 環境安全センターは、専門業者に収集日時及び指定した収集場所での収集を依頼する。
- ③ 収集日時には、部局担当者が立ち会う。
- ④ 環境安全センターは、部局毎（学科、化学物質取扱グループ毎も集計可能）に排出量及び処理費用を算出し、各部局に通知する。

○処理方法

- ① 実験廃棄物は「産業廃棄物」として、専門業者に処理を委託する。
- ② 処理方法は原則として、焼却処理とする。

○予算

排出量に応じた費用を受益者（部局、学科、化学物質取扱グループ等）負担とする。

○その他

その他必要な事項は環境安全センターで定めることができる。